

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 平成27年5月7日（木） 15:00～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎2階庁議室
- 3 対象施設 青森市ふれあいの館
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 鈴木 裕司（総務部理事次長事務取扱）
委員 多田 弘仁（財務部次長）
委員 工藤 智（農林水産部次長）
委員 舘山 新（都市整備部次長）
委員 森 宏之（青森大学教授）
委員 古川 司（東北税理士会青森支部税理士）
 - (2) 施設所管課（障がい者支援課） 課長 長内 哲史
副参事 吉田 光秀
主査 佐藤 進一
 - (3) 制度所管課（政策推進課） 副参事 福島 清裕
主事 小野 寛史
- 5 案件 指定管理者制度導入の適否について
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
 - (1) 指定期間 5年間
 - (2) 利用料金制 なし
 - (3) 募集形態 非公募
- 7 主な質疑内容

（委員）

施設平面図を見ると、トイレは和式だが、障がい者が利用するには不便ではないか。

（施設所管課）

現在は1階に障がい者用のトイレが1か所あるだけだが、今後、段階的に整備していきたいと考えている。

（委員）

利用状況によると、障がいのある方以外の利用が半数を占めている。どのような目的で利用しているのか。

（施設所管課）

開館当初の利用割合は、障がい者の方が多く利用されていたが、年々割合が減少し、平成19年頃には一般の方の割合が多くなった。障がいのある方が利用していない時には、

一般の方も無料で利用できるため、町会等が地域活動に利用する場面が多くなったと考えている。

(委員)

障がいのある方が利用していない時に、地域の活動に利用されるのは良いことだと思うが、障がいのある方の利用実績はどうなっているのか。

(施設所管課)

障がいのある方の利用実績は減少している。障がいのある方の利用する施設は、ふれあいの館のほかに、総合福祉センターやしあわせプラザ等があるが、これらの施設に比べ、ふれあいの館は駐車場が狭く、車を利用される方には不便なこともあり、利用者が減ってきていると考えている。

(委員)

規則の第3条には、障がい者団体は3か月前、その他の団体は1か月前から利用の申請が必要とある。一般の団体から利用申請があり、その後障がい者団体からの申請があった場合はどうしているのか。

(施設所管課)

利用申請の際、承認後に障がい者団体の申請があった場合は、日時を変更していただくことを説明している。